


1. 施設概要

 <p>開所 昭和 62 年 1 月 1 日</p>	施設名	デイサービスセンター 栲原ふじの家
	住 所	〒785-0644 高知県高岡郡栲原町広野 644 番地2
	TEL	0889-65-1000
	FAX	0889-65-1601
	mail	fujinoieidei@mb.pikara.ne.jp
	設置 経営	経営:指定管理者 社会福祉法人カルスト会
事業区分		内 容 等
通所介護 9:30~15:30	定員 25 人	
予防通所介護 9:30~15:30	定員 25 人	
総合事業(通所型サービス) 9:30~15:30	定員 25 人	







2. 建物の概要

設備の種類	備 考
事務所	
浴室	
訓練室	
静養室	
ホール (一部畳間)	
食堂	
トイレ	 
	

3. サービス形態

曜日	9:30	9:40	11:30	12:00	13:30	15:00	15:30
日課 及び 活動等	利用受入 健康チェック 血圧測定 検温 体調確認 体重測定(月1回) トイレ誘導	入浴  水分補給 処置 爪切り 個別レク	食事前の準備 トイレ誘導 手洗い 食堂へ移動 お口の体操	昼食  口腔ケア 休養	体操 個別訓練 レク活動 創作活動 トイレ誘導	おやつ 水分補給 トイレ誘導	自宅へ送り

年間の主な行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
花見 	防災訓練 		水分補給推進期間  夏祭り 	水分補給推進期間 そうめん流し  夏祭り 	運動会	防災訓練 		クリスマス忘年会  インフルエンザ予防期間	書初め福笑い  インフルエンザ予防期間	節分 インフルエンザ予防期間	ひな祭り

施設活動等のご紹介



お花見



レク種まき



七夕飾り



そうめん流し



夏祭り



運動会



避難訓練



年賀状創作



クリスマス忘年会



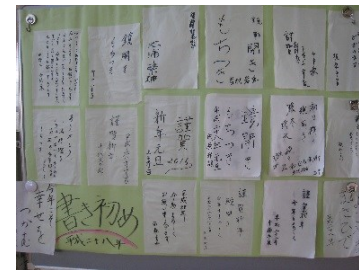
節分



救急法



クリスマス飾り



書初め



福笑い



雛飾り

## 4. 利用料・食費

## ◎ 通所介護

(1割負担額)

区分	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	572	676	780	884	988
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18				
入浴介護加算	50				
介護職員処遇改善加算(4%)	26	29	34	38	42
認知症加算	60 (認知症高齢者日常生活自立度Ⅲa以上の方が対象)				
食費(実費)	650				

## ◎ 予防通所介護

(1割負担額)

区分	要支援1	要支援2
介護サービス費	1,647	3,377
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	72	144
介護職員処遇改善加算(4%)	69	141
食費(実費)	650	

※市町村からの介護保険負担割合証に1割負担か2割負担額が示されます。

※サービス利用を取り消した場合の食費について

サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、遅くとも利用予定日の朝9時までに当施設にお申し出ください。お申し出のない場合にはキャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料金:食費(食材・人件費の実費相当額)

## 5. ケアプラン (個別支援計画)

作成の時期	説明・内容
1)ご利用開始前	・ご利用前の情報提供書類及び面談によるご本人の状況・ご家族等の意向を確認した上で担当ケアマネージャー作成のケアプランを基に、当デイサービスセンターでの具体的なサービス内容を定めたケアプランを作成します。
2)定期又は必要時	1)定期 サービス提供の開始後、サービス提供の実施状況等の把握を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上は評価(モニタリング)を行い、ご本人・ご家族等の意向を把握し、支援計画の再作成を行います。 2)必要時 ご本人の心身の状況の変化、ご家族の意向等により、必要に応じて支援計画の見直しや変更を行う場合があります。

## 6. 身体拘束

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。  
ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合は、事前に利用者および家族へ十分な説明を行い、同意を得ます。

## 7. 高齢者虐待

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者自身の尊厳を保持し、虐待を防止します。

- ①虐待と思われる場合は、速やかに家族・関係機関に連絡し対応します。
- ②職員研修を行い、高齢者虐待防止につなげます。

## 8. ご利用までの流れ

1)お申込み	ご本人またはご家族が、担当のケアマネージャー(介護支援専門員)へご相談ください。 ※介護保険申請をされていない方は、お住まいの居宅介護支援センターまたは介護保険係にご相談ください。
2)連絡	担当のケアマネージャーより、当デイサービスセンターに利用申し込みの連絡が入りましたら、生活相談員よりご連絡を差し上げ、面談の日程調整などさせていただきます。
3)面談・契約	ご利用の前に当デイサービスの生活相談員がご自宅にお伺いさせていただき、ご本人やご家族のご相談内容、ご要望の確認、また、ご利用についての説明をさせていただいた上で、ご契約をさせていただきます。
3)サービス利用の開始	ご利用が決まりましたら、ご希望の日時にご自宅までお迎えにまいります。
4)その他	当デイサービスセンター見学希望などあれば、お気軽に当デイサービスセンターまで直接ご連絡ください。